

三瓶山周辺農村における牛小作慣行について*

竹浪重雄（農業経営学研究室）

Shigeo TAKENAMI :

Study on the Cattle-Share Lease in the District of Mt. Sanbe.

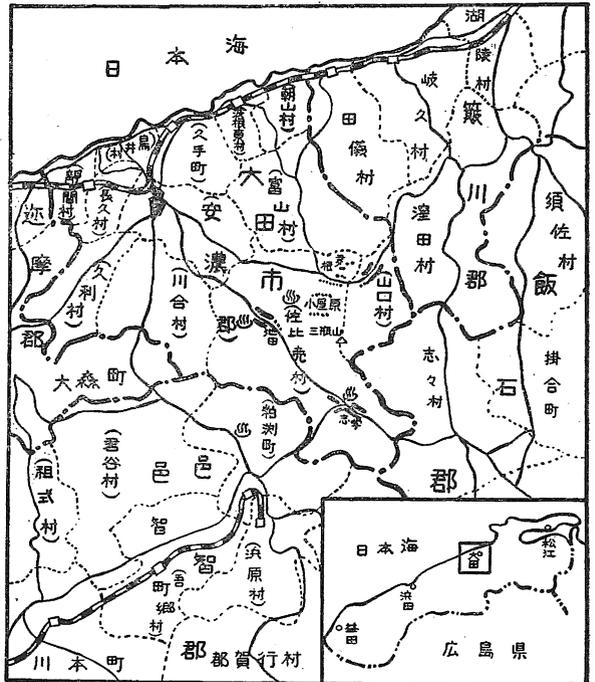
I 緒 論

一般に牛小作慣行とは牛所有者が所有牛の管理を特定人に移動し、その特定人が牛所有者すなわち畜主に対する小作人となつて一定期間管理を移動された牛を飼育することによって得られた生産価額を一定の割合で畜主と小作人とで分配する慣行である。従つて牛小作は「非飼育的所有者と非所有の飼育者の対極関係」⁽¹⁾の存在することが基礎条件となり、「家畜の所有者が非所有の飼育者に使用収益の権利を給付する」⁽²⁾ことによつて成立し、「それが果実を折半收得する」⁽³⁾ことがその結果となる。従つて牛小作慣行の主要な問題はオ一に畜主対小作人の対人的関係であり、オ二に小作化の要因であり、オ三に利益配分についての両者の利害関係である。こうした牛小作慣行の沿革については文献も少なく、その生成、発展についてはつまびらかにし得ないが、何れにしても近世商業資本による新しい形の預託牛制度（例えば乳牛小作等）を除いては中世的性格を強く包蔵した前資本主義的な特殊慣行である。牛と限らず家畜全般の小作慣行は古くから殆んど全国的に存在しているが、特に中国地方においては牛小作が多く、鳥取県日野郡、東伯郡、西伯郡、島根県旧安濃郡、飯石郡、広島県比婆郡、神石郡、岡山県阿哲郡、川上郡、真庭郡等古来和牛の生産地帯と称せられる地方に多く分布していると云われる⁽³⁾。

島根県においては旧安濃郡、飯石郡でも特に三瓶山を中心とする同山麓周辺農村において古来牛小作慣行が盛んであり、近時各地にわたつて復活増加の傾向にあることすら報ぜられている⁽⁴⁾。三瓶山周辺の農村は島根県において中山間地帯に位置し、水稻作を中心に和牛飼養、製炭を主要生産部門とする農業

経営方式の多い地帯であり^{※※}、就中和牛飼養は三瓶山麓約1,500町歩の放牧場を利用して、いわゆる「三瓶牛」の生産地として知られ⁽⁵⁾、古くより島根県における代表的和牛生産地帯をなしている。本研究はこの地帯における和牛の生産構造に関する研究の一部として牛小作慣行の実態を明らかにし、既述せる如き同慣行の問題点を解明し、更に同慣行の社会的、経営的利弊を考察することを目的とするものである。調査地は何れも三瓶山周辺に位置する旧簸川郡山口村、旧安濃郡佐比売村池田部落、同

オ1図 三瓶山周辺農村略図



志学部部落の3ヶ所で、何れも昭和29年4月合併されて現在大田市の一部である（オ1図参照）。

利用した資料は、各地区とも特に牛籍簿により牛の所有状態の調査を行い、その他個々の農家における農業経

※ 本研究は昭和30年度文部省科学試験研究費補助金（課題番号 40 115）により実施したものの一である。
 ※※ この地帯の農業経営については 島根農科大学研究報告 オ2号、坂本四郎他「三瓶山周辺農村における農業経営調査」を参照されたい。
 ※※※ その一部は 島根農科大学研究報告 オ3号に発表。坂本・竹浪・荒木「中国地方における和牛の生産構造」

管調査結果と旧役場、農協、畜連その他同慣行にくわしい人々からの事情聴取によつたものである。

II 三瓶山周辺農村における 牛小作慣行の歴史

一般に牛小作慣行の発生は二つの範疇に区別される。すなわち発生的に古い型に属するものは農地の特殊小作との交渉においてその一附属要具として発生したものであり、新しい型に属するものは農地小作の附帯的關係を離れて家畜それ自体が独立の管利対象となるものと云われている。⁽⁶⁾三瓶山周辺農村においても牛小作慣行の発生は往古この地方に盛んであつた農地の特殊小作である株小作において、その一貸与物件として発生したと見ることが妥当であろう。もつとも「地主が一戸分の耕作に適する田畑を一組とし、外に緑肥、秣草採取用原野、薪炭材及び稲架用材又は家屋修理用材を採収すべき山林、住宅、農舎、宅地、農具、役畜及び種子等の各種農業経営に必要な資材をも併せ貸与する小作態様」⁽⁷⁾である株小作慣行中、特に牛の賃借のみを、しかも役牛の賃借を別個にとり出して牛小作慣行と云えるかどうかは疑問である。しかし出雲の名族⁽⁸⁾として知られるT家の場合、株小作の一附帯要具としての「作牛」(5才以上の牡牛)を掛受反別を斟酌して配置し、更に作牛を貸与する小作人には義務として牝牛1頭づつを飼養せしめた⁽⁹⁾と云うから、この場合の牝小作牛は明らかに仔取りの目的を以て貸与されたものと思われ、今日の牛小作と同じものであつたであろう。何れにしても牛の貸与が行われ、生産慣行について分益の行われていたことは、その様式上今日の牛小作慣行と類似している。従つて牛小作慣行成立の淵源を尋ねるならば、株小作の発生までさかのぼらねばならない。

しかし乍らその後土地小作を離れた牛だけの小作慣行の生じたのは牛の商品価値が出てきてからで、この地方ではその時期は大体明治中期頃と推測される。その後牛小作は漸次土地小作から切りはなされて益々盛んとなり、その最盛期は明治末期から大正年間にかけてであつた。當時は小作農は勿論のこと自作農でも極く富有的な自作農階層以外は殆んど小作牛を飼養していたのであり、大正末期には三瓶山周辺において約2,200頭の和牛中小作牛は約60~70%、すなわち1,400~1,500頭を占めていたと称せられる。しかし乍ら當時を頂点として爾来若干の変動はあつたが、大勢は漸次減少の傾向に向つた。最初の減少は大正15年から始められた政府の自作農創設維持政策によつて土地の自作化と共に牛の自作化の促進に

よるもので、この時期に大巾の減少があつたものと見られる。その後昭和初年の農業恐慌による不景気の時期には再び牛小作も復活増加の傾向をとつたが、昭和7年より始められた農山漁村経済更生運動による経営内容整備の促進、或いは農民の経営意識の向上と云つた面から牛小作も再び減少の傾向をとる。このように牛小作慣行も社会的、経済的景気の変動に影響されつつ或いは増加し、或いは減少したが、大勢は大巾な減少傾向をとつた。その原因は政府並びに指導機関の奨励と、農民の経営意識の向上にあるとは云え、根本的には満州事変以後の社会的好景気と共に、農家も若干の経済的余力を持ちうるに至つたことであろう。

かくて戦争中を通じて手間不足等から牛そのものの頭数も減少すると共に牛小作も減少の一路を辿り、戦後20~21年に至る間が牛小作の最も少なかつた時期と云われる。すなわち当時の三瓶山周辺における和牛の総頭数は約900頭で盛時の $\frac{1}{2}$ 以下に減少したが、その中小作牛は170~180頭と云われるからその割合は略々20%前後であつたろう。當時を底として爾来増加の傾向にある。すなわち和牛の総頭数も同地方において1,600~1,700頭まで回復したが、その中小作牛は400~500頭と推定されるので、その割合は25~30%と見られ、その増加傾向は著しいものがある。以上が本地方における牛小作慣行の大略の歴史である。

III 本地方における牛小作慣行の概況

1. 名稱 全国的に牛小作慣行の名称は多様であり、⁽¹⁰⁾中国地方においても「初仔取り」(鳥取県東伯郡)、「飼分け」⁽¹¹⁾「利分飼い」⁽¹²⁾「仔取分」⁽¹³⁾「脚二本」(以上広島県比婆郡)、「仔分」⁽¹⁴⁾「利分飼い」⁽¹⁵⁾「脚二本」(以上島根県八束郡)等称せられ、⁽¹⁶⁾何れも小作条件をあらわしている。本地方における同慣行は主として「預託」「利分け」等称せられており、小作牛は一般に「預託牛」「預け牛」又は「預り牛」と称せられるが、所有形態によつて「丸持牛」「片背牛」、小作の目的によつて「ヨダテ牛」「利分け牛」等の名称がある。また「厩先」と云う言葉は通常家畜商がその取引先農家を指して云う場合に用いられるが、本地方ではまた畜主がその小作農家を指して云う場合にも用いられる。「駄舎先」も同意語である。これに対して小作農家が畜主を呼ぶには「親方」と云う言葉で総称されており、木曾地方で馬の小作者を「厩先」と称し、畜主を「厩元」と称する如き畜主の特定の呼び方はない。

2. 普及状況 調査地3部落における牛小作慣行の普及状況を見ると才1表の通りである。すなわち和牛飼

※ 帰郷学生に依頼して調査したものである。

表1 牛小作普及状況 (昭和30.1.)

	和牛飼養戸数	内小作飼養戸数	全割合	和牛飼養頭数	内小作牛頭数	同割合
	戸	戸	%	頭	頭	%
山口	140	48	34.3	233	52	22.3
池田	99	27	27.3	125	27	21.6
志学	149	38	25.5	208	42	20.2

(注) 山口は全部落有畜農家について、池田、志学両部落では任意抽出により夫々100戸、150戸の有畜農家について、何れも牛籍簿によつて調査したものである。

養農家中小作牛飼養農家の割合は山口の34%はやや高いが、池田、志学共27~25%で相似た割合にあり、又和牛総頭数中小作牛の割合も20~22%で、3地区とも全く同様の傾向を示している。この数字は牛籍簿上にあらわれたものであつて、税金その他の関係で牛籍簿に明記されない小作牛が相当数存在すると云われるから、実際の牛小作農家および小作牛頭数の割合は若干高くなるであろう。その正確な割合は分らないが、大略牛小作農家で30~35%、小作牛で25~30%が小作慣行上にあるものと推定される。この%について比較対照の材料は乏しいが、広島県神石郡北部産牛地の小作牛飼養農家率46.1%、小作牛率43.2%に較べるとはるかに低いけれども、一般的に見て三瓶山周辺農村において可成りの牛小作が行われていることは確かである。

3. 牛小作の種類 ⁽¹²⁾ 牛小作には種々の小作形式があるが、調査地における牛小作をその形式別にみると大略表2表の通りである。すなわち所謂「利分け牛」と称し

表2 小作形式別小作牛頭数

		繁殖小作	育成繁殖小作	育成小作	不明	計
		実数	山口	35頭	17	—
	池田	16	8	—	3	27
	志学	25	12	3	2	42
同上	山口	67%	33	—	—	100
	池田	59	30	—	11	100
%	志学	60	28	7	5	100

(注) 牛籍簿により小作牛の生年月、受入年月および産犢年月等より判定した。

て成牝牛を小作し、繁殖を目的とする繁殖小作の形式が最も多く、各地区とも略々60%を占める。また所謂「ヨダテ牛」と称して離乳後の牝犢を小作育成し、引きつづき繁

*** 小野茂樹、中国地方における牛小作慣行について、中国地方調査月報 No 53 P.27, 表3表飼養牛の所属別農家戸数及び頭数より、受託牛のみ飼養、自家牛と受託牛とを併せて飼養の戸数及び頭数%を合計したものである。

殖小作に移行する育成繁殖小作の形式が3地区とも略々30%で、繁殖小作の半分である。育成だけを目的とし、その期間だけ小作する形式の育成小作は極めて少なく、わずかに志学で例があるが、これも育成繁殖小作すべきものを何等かの理由で途中で畜主へ返還し、その時期がたまたま生後13カ月位に当たっていたために育成小作と判定したものかも知れない。何れにしても育成小作は全然ないか、あつてもそれは極めて特殊なものである。また肥育を目的とする肥育小作は全く見られなかつた。これは本地方が和牛の生産地帯であるためで、育成繁殖小作といえども将来の繁殖を目的として牝犢を小作育成するもので、最近では通常育成終了時に利益の分配を行わず(後述)、その後において生産された犢によつて小作人が育成代価を獲得する(初仔を以てする場合が多い)点、繁殖を主たる目的とするものであると云えよう。

また通常牛小作と云われるものの中に小作牛を畜主と小作人とで共有する場合が含まれる。共有牛は通常「片背牛」と呼ばれるが、その所有割合は名称通り畜主、小作人半々が大部分で、稀れに畜主 $\frac{3}{4}$ (脚3本分)、小作人 $\frac{1}{4}$ (脚1本分)、或いはその逆の場合、と云う割合もあるようである。片背牛に対して丸々親方持ちの丸小作牛を「丸持牛」又は「丸牛」と称する。牛小作慣行中この共有形式の非常に多いことを指摘された報告もある⁽¹³⁾が、本地方における所有形態別小作牛頭数は表3表の通りで、共有牛の

表3 所有形態別小作牛頭数

	丸小作牛	共有牛	計	共有牛の割合
	頭	頭	頭	%
山口	43	9	52	17
池田	21	6	27	22
志学	32	10	42	24

割合は17~24%に過ぎなかつた。しかし前に述べた牛籍簿上に明記されない小作牛にこの共有牛の多いことは想像に難くないから、この%も実際は相当上廻るものと思われる。

以上の如く小作形式と所有形態の差異によつて個々の場合の牛小作の種類は多様であるが、これを小作牛の小作化別に整理してみると大略次の通りである。

(A) 繁殖小作

- (a) 成牝牛を $\frac{1}{2}$ づかり(外部より受入れ)、犢生産を行うもの
- (b) 自家飼養中の成牝牛を $\frac{1}{2}$ 売却するも、そのまま自家にて飼養し、犢生産を行うもの
- (c) 成牝牛をその価額の $\frac{1}{2}$ を出して買入れ(共有にし)犢生産を行うもの
- (d) 自家飼養中の成牝牛の $\frac{1}{2}$ を売却するも、そのまま自家にて飼養し、犢生産を行うもの

表5 階層別小作の状況

	小作牛 総数	内 訳		丸小作牛 の割合	
		丸小作	共有牛		
山	5反未満	16	13	3	81
	5~7.5	21	18	3	86
	7.5~10.0	22	9	2	82
	10.0反以上	4	3	1	75
	計(平均)	52	43	9	83
池	5反未満	6	5	1	83
	5~7.5	10	9	1	90
	7.5~10.0	9	6	3	64
	10.0反以上	2	1	1	50
	計(平均)	27	21	6	78
志	5反未満	5	4	1	80
	5~7.5	8	6	2	75
	7.5~10.0	20	14	6	70
	10.0反以上	9	8	1	89
	計(平均)	42	32	10	76

次に現在の牛小作農家の前歴を調べてみると次の通りである。

昭和29年8月1日現在で行われた島根県農業基本調査によると、旧山口村において農地改革(昭和25年まで)により買受ける以前の総経営面積の3/5以上の耕地面積を買受けた農家(Aの符号を以て表わす)、3/5以下の耕地面積を買受けた農家(B)、及びまったく耕地を買受けなかつた農家(C)は

表6 耕地買収割合別農家数
—山口村全農家—

	A	B	C	計
実数	68	42	42	152
同上%	44	28	28	100

(注) 大田市役所資料、農業基本調査個表より作製

そこで同調査により、旧山口村における牛小作農家について階層別と同様の戸数を見ると

表7 耕地買収割合別農家数
—山口村牛小作農家—

	A	B	C	計
5反未満	10	2	4	16
5~7.5	8	7	6	21
7.5~10.0	3	4	—	7
10.0反以上	3	1	—	4
計	24	14	10	48
同上%	50	30	20	100

3/5以下の耕地を買受けたBの農家は30%を占め、A、B合せて農地改革により耕地を買受けた農家が全牛小作農家の80%を占める。あとの20%がまったく耕地を買受けなかつた農家であるが、これらのCの農家と云えども、その階層分布は7.5反未満の階層であつて耕地面積から云つて充分の面積を耕作している農家ではない。このことから牛小作農家は農地改革以前、土地の小作又は小自作の農家が多かつたことが推測される。池田及び志学の両地区については調査しなかつたが山口と同様の傾向にあるものと思われる。

以上より牛小作農家の性格を要約すると次の如くである。

- (1) 牛小作農家は各階層に普遍的であるが、階層毎にみると7.5反乃至10.0反以下の階層に多く、10.0反以上の階層には極めて少ない。
- (2) 牛小作農家中純小作農家は小階層に多く、階層が大きくなるにつれて自小作農家が増加する。
- (3) 小作牛についてみると小階層に丸小作牛の割合が大きく、階層が大きくなるにつれて共有牛の割合が大きくなるが、著しい傾向ではない。
- (4) 牛小作農家は農地改革以前は土地の小作又は小自作が多かつたものと推測される。

2. 畜主の性格

牛小作慣行の最盛時すなわち明治末期から大正年代にかけては、当地方における小作牛は極めて少数の畜主に集中していたようである。山口村においては同時代には僅々5人程度の畜主によつて実に数百頭の牛が小作に出されていたと云われ、大なる畜主は100頭以上、小なる畜主といえども50頭以上の小作牛を所有していたと云われる。当時はそれぞれの畜主において年に一度「庭市」と称して小作牛を自家の庭先へ集め、出入の馬喰に評価させて1年間の総勘定を行うと共に、小作人に酒肴を供し1年間の労をねぎらつたと云う。庭市の開催される時期は畜主によつて2~3日の違いはあるが、大体6月20日乃至30日までの間に行われた。この庭市が全部終了してから7月2日あるいは3日の「半夏^{はんげ}」の日に部落市が立つた(半下市と称せられる)ので、庭市のことを「下値市」とも称した。つまり現在の市場を個人でやつていたわけであり、当時の畜主が如何に大規模な畜主であつたかは想像に難くない。しかし乍ら現在の畜主は極めて小規模化しており、昔日の面影を全くとどめない。抽出調査でなく部落全農家について調査を行つた山口村における貸付頭数規模別の畜主数及びその頭数をみると表8の通りである。[※]すなわち1~2頭貸付の極めて小規模な畜主が88%を占めて圧倒的に多く、大規模畜主といえ

表8 貸付頭数規模別畜主数及びその頭数 一山口一

		1頭	2頭	3頭	4頭	5頭	6頭	7頭	8頭	9頭	10頭	計
実数	畜主数(人)	20	3	—	1	(1)	—	1	—	—	1	26 (1)
	小作牛数(頭)	20	6	—	4	(5)	—	7	—	—	10	47 (5)
同上%	畜主数(%)	88			4				8			100
	小作牛数(%)	55			9				36			100

(注) 括弧で囲んである5頭貸付畜主は山口農協で、一般個人畜主より除外した。

ども10頭貸付畜主がその最たるもので、全畜主中において占める6~10頭貸付畜主の割合は8%に過ぎない。小作牛もその半数以上が1~2頭貸付畜主に分散所有され、その残りが10頭貸付畜主をも含めた数人の畜主によつて所有されている。池田及び志学の両地区では全農家についての調査ではなく抽出調査のため、貸付頭数規模別に畜主数及びその小作牛数を算定することは正確を期

表9 貸付頭数規模別畜主及びその頭数割合 一池田、志学一

		1~2頭	3~5頭	5~10頭	計 (実数)
池田	畜主(%)	95	5	—	100 (20人)
	小作牛(%)	81	19	—	100 (27頭)
志学	畜主(%)	94	6	—	100 (32人)
	小作牛(%)	76	24	—	100 (42頭)

し難いが、大体の傾向をみるために表9を作製した。すなわち両地区とも1~2頭貸付の極めて小規模な畜主

表11 村外畜主の所在地

		安濃郡				簸川郡		飯石郡		邑智郡			広島県	計	
		佐比売村		富山村	朝山村	久手町	山口村	窪田村	志々村	頼原村	浜原村	吾郷村	出羽村	高田郡	
		池田	志学												
山口	人	2	2	1	1	1	2	5	—	—	—	—	—	—	14
池田	人	—	—	1	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	4
志学	人	4	—	—	—	—	—	1	—	6	2	2	2	1	19

山口では安濃郡の諸町村及び隣接せる簸川郡窪田村等三瓶山の北方に限られ、志学は主として飯石郡、邑智郡の諸町村等三瓶山の南方に多く、池田はその中間にあつて村外畜主そのものが少ない(表11参照)。このことは主として地理的な原因によるものと思われるが、その他畜主が他町村に小作牛をおくのは業者の取引関係による場合がある。前表で広島県高田郡の畜主はこの例で、志

※ この数字は山口村在住の畜主が山口村内へ貸付けている頭数の規模によつたもので、村外へ貸付けているのは含まない。しかし、実際には後掲表11表の如く山口村在住の畜主で村外へ小作牛を出しているものは1名に過ぎない。

が大部分を占め、小作牛もまたそれらの多くの小規模畜主によつて分散所有されていることは明らかである。

これらの畜主には村内畜主と村外畜主とがあるが、その割合は表10表の通りである。同表によると山口、志学は略々似た傾向を有し、村内畜主と村外畜主と略々等しいか、あるいは村外畜主の方が若干多い割合であるが、池田のみは村内畜主が80%を占めて圧倒的に多く、村外

表10 村内外別畜主割合

		村内	村外	計
実数(人)	山口	12	14	26
	池田	(1)	4	(1)
	志学	16	19	32
同上(%)	山口	46	54	100
	池田	80	20	100
	志学	41	59	100

(注) 池田、志学は多根と共に旧佐比売村の部落であるが、部落内外別を便宜上村内外別とした。

は約1/3の抽出調査であるから畜主の実数は更らに増加するが、傾向的に云えることは、一に村外畜主の所在地は可成り多くの村にわたつていと云うこと、二に略々その方面がきまつていと云うことである。すなわち

畜主は僅かに20%に過ぎなかつた。

このことはそれぞれの地区における立地条件及び畜主または業者の勢力関係等が多分に影響しているようである。

村外畜主についてその所在地をみると表11表の通りである。池田、志学

学に多くの取引農家をもつていたために以前には相当数の小作牛を志学においていたと云われるが、現在では同地における事業を縮小したため僅かに1頭残つてに過ぎない。

表12 耕作規模別村内畜主数 一山口一

		5反未満	5~7.5	7.5~10.0	10.0反以上	計
実数	人	4	4	2	2	12
同上%	人	33	33	17	17	100

次に村内畜主についてみると、山口村における12人の村内畜主は何れも農業を行っており、その耕作規模別数は才12表の通りである。これによると3/5は5反未満、2/5は5~7.5反の階層に属し、畜主の耕作規模は必ずしも大きくはない。しかし乍らこの中農業専業とみられる畜主は10反以上の2畜主だけであつてあとは何れも他の職業、役場その他農業団体等の公務あるいは林業に重きをおく兼業農家で、うち家畜商を兼ねている者は1人に過ぎず畜主に馬喰が多いとする通説に反していることは注目すべきである。5反未満の階層4人についてみると、雑貨商、旅館業者、獣医(畜連勤務)、山林地主で元村会議長等であり、5~7.5反の階層の4人についても230町余を有する山林大地主を始めとして、特にこの階層に山林に依存する者が多い。またこの階層に家畜商が1人いる。12戸の畜主中その概況について調査の行われた5戸についてみると才13表の通りである。この調査は山口

才13表 山口村内畜主の概況

畜主	貸付牛		概況					その他	
	頭数	反	耕作反別	経管		山林面積	製炭数		貸付地
				家族数	和牛飼養頭数				
Is	2	4.57	5	—	299	—	3.01	雑貨商	
Mi	10	4.75	4	1	699	—	5.19	元村議長	
Ni	1	11.03	9	1	23	300	3.00	農専業 共済評価委員	
No	2	5.27	2	1	2,315	—	5.69	郵便局長	
Sa	7	9.99	6	2	1,172	2,000	8.00	元農協組合長	

村4部落中2部落について行われ、12戸中7戸の畜主が調査されていないので、この表から直ちに山口村内畜主の性格を速断することは間違いであろうが、その一端を窺うには足るものと思われる。すなわち同表による限り、山口村内畜主は何れもまた貸付地を有する地主であり、5人中3人までが50町歩以上の山林所有者であり、元村会議長、元農協組合長、郵便局長あるいは雑貨商、1.1町の耕作反別を有する所謂大農等、何れも村の最上層農家であることが明らかである。池田、志学両部落については詳細な資料がないが、傾向として村内畜主に旧地主、あるいは現山林地主の多いことは山口と同様である。

以上より畜主の性格を要約すると次の如くである。

- (1) 昔は大規模な畜主がいたが現在の畜主の貸付頭数規模は極めて小さくて1~2頭貸付の畜主が多く、小作牛もそれらの多くの小規模畜主によつて分散所有されている。

*** 昭和28年8月 本学学生の農場実習の一部として山口村で行つた農家概況調査の結果による。

- (2) 畜主に村内外別があるがその割合は必ずしも一定でなく、立地条件及び畜主または業者の勢力関係等によつて影響を受ける。
- (3) 村外畜主の所在地は相当多くの村にわたつているが、地理的にあるいは業者の取引関係によつて略々その方向が決つている。
- (4) 村内畜主には業者少く、兼業農家が多い。但しその兼業農家は商業を兼ねているものもあるが、特に旧地主、大山林所有者等の上層階層が多い。

(附) 農協貸付牛

上述の畜主の外に団体が畜主となつている小作牛がある。すなわち農協貸付牛である。調査地において牛の貸付業務を行つている農協は山口及び志学の2農協で、池田農協では行つていない。業務開始の時期は2農協共昭和25年であるが、現在山口農協5頭、志学農協2頭で何れもその規模は小さい。戦前広島県などで行われていた産業組合利用部において購入した牛を組合員が利用料を払つて飼養する「組合牛」または「利用牛⁽¹⁴⁾」と全く同様なもので「農協預託牛」と呼ばれている。山口農協貸付牛管理規定(昭和26.6.13)によれば、農協貸付牛は組合員の利益増進を図り、畜牛の増殖と改良進歩を促すことを目的とし(才1条)、委員会が購

入、貸付、販売又は交換等を行う(才2条)。貸付期間は通常1年以内とするが、組合と管理者の都合により延長又は短縮することが認められている(才3条)。貸付を受けようとする組合員は一定の様式による「預託牛請書」を提出しなければならないが(才4条)、利益配分、諸経費の負担区分についての細かい規定はなく、地方の慣例によることとなつている(才5条)。志学農協貸付牛管理規定(昭和30.8.9)も才1条から才4条まで山口農協と全く同様であるが、利益配分、諸経費の負担区分については別に貸付牛利益諸負担配分要綱を作り、同要綱と地方の慣例を参照して委員会が決定する(才5条)こととなつている点は一歩進んだものである。貸付牛についての收支計算は毎年行われることになつているが、何れの場合も実際には行われて居らず、業務開始以来頭数増加の傾向もない。組合貸付牛は零細な農家にとつて牛の購入資金を要せず、又利用料(小作料)も低廉且つ販売も有利であるから農業経営上利する点が多いと云われているにも拘らず、組合自体普及の熱意にも乏しく、又実際に増加の傾向もないと云うことは、牛

小作が単なる牛の貸借関係で成立しているものではなく、もつと何か他の要因によつて成立しているのではないかとの感を抱かされる。その他の要因とは主として所謂親方・子方の関係である。

3. 畜主と小作人との関係

畜主と小作人との関係は単に牛の貸借で結ばれている以上に複雑であり、また密接である。最初に述べた如く牛小作慣行が農地の株小作慣行と極めて関連ありとすれば、昔時畜主と小作人との関係に多分に身分的な従属関係が存在していたであろうことは想像に難くない。しかし牛小作が農地小作との附帯的關係を離れて家畜それ自身が独立の営利対象となるにつれて、また特に戦後の農地改革によつて土地の従属的關係が打破されると共に、封建的な身分関係も一応農村より姿を消したであろう。そして現在これに代つて畜主と小作人との間を関係づけているものは主として資金融通面における経済的な従属関係である。

牛小作慣行における畜主と小作人との間柄は通常「^{まっ}厩」と云う言葉を以て称せられる。すなわち畜主にとつて小作農家は「厩先」であり、「某の厩となる」ことは某の所有牛を小作する意味に使われる。畜主にとつて営利の対象として牛を小作に出す場合当然優秀な厩先を確保することが必要である。優秀な厩先とは、①「出しのよい厩」すなわち懐生産率の高いこと、②「ヨダテの上手な」すなわち育成技術の高いこと、従つて、③牛の飼養管理に熱心なこと、④畜舎設備の良好であること等の条件を備えた農家である。こうした条件を完備した厩先は小作条件において極めて恩恵的に畜主に優遇され、牛小作慣行存続の基盤たらしめられるが、一方農家自体も優秀な農家であるため、早く自作化する機会が多く、畜主と略々対等な立場に立つことが出来る。しかし大多数の小作農家にとつて畜主は往々牛の所有者以上の「親方」である場合が多い。すなわち牛小作農家の大部分は所謂零細農家で、収入が少なく、且つまた経済的に不安定

で、不況あるいは家族の病気等によつてもたちまち生活費に事欠くものが多い。こう云つた急場の金融上どこそこの「厩となる」ことが経済的不安定を切り抜けるための前提条件ともなるわけで、更に深く考えるならば、牛を小作することが特定人（畜主）と云つた経済的な親方・子方の關係を結ぶ一手段ともなるわけである。従つて小作人は畜主に牛を通じて主として金融的に従属せしめられる場合が頗る多いのである。この場合畜主に家畜商が少なく、大部分山林地主、あるいは旧地主その他自作富農等資金を持ち且つ日常農民と深いつながりを持つ階層で、牛小作は営利の対象としてではなく、むしろ「小作人に頼まれて」、云わば自己勢力拡大の具となされたと見ることが出来る。調査地においてはこの型の畜主が多く、単純に営利目的を以てなされる牛小作の畜主——主として家畜商畜主——と異つた範疇に属する。この畜主・小作人間の厩先關係は、所謂親方・子方の關係に通ずるもので、牛小作成立の主要な要因をなしており、またひいては農村における旧勢力の復活、増加をもたらす一つの基盤をなしているものと見られる。

V 小作条件

1. 契約方及び期間

文献によつても契約の際に契約書をとりかわす例は極めて稀れとされており、⁽¹⁶⁾本地方においても大部分が口約束である。契約の期間は昔は牛一代が普通とされていたが、現在では殆んど一定せず通常無期限とされている。しかし実際の小作期間は繁殖小作では比較的短期のものが多く、育成繁殖小作では長期のものが多く、調査地3地区における小作牛の移動状況を見ると才14表の通りで、年々 $\frac{1}{3}$ 以上の小作牛が移入或いは移出によつて移動していることがわかる。すなわち契約の期間は予め定められないが、小作牛の年間移動の多いことから見て小作期間は通常短期間であり、繁殖小作において特にそうであると考えられる。ここで問題は小作牛移動の主体性が

才14表 小作牛の移動状況

	山 口				池 田				志 学			
	昭27	昭28	昭29	平均	昭27	昭28	昭29	平均	昭27	昭28	昭29	平均
小作牛頭数 (a)	48	50	47	48	29	32	27	29	39	44	45	43
移動のあつた小作牛頭数(b)	18	17	27	21	11	17	12	13	17	17	17	17
内 移 入	10	7	16	11	7	6	6	6	11	9	7	9
訳 移 出	8	10	11	10	4	11	6	7	6	8	10	8
小作牛移動率(a/b)	$\frac{\%}{38}$	$\frac{\%}{34}$	$\frac{\%}{57}$	$\frac{\%}{44}$	$\frac{\%}{38}$	$\frac{\%}{53}$	$\frac{\%}{44}$	$\frac{\%}{45}$	$\frac{\%}{44}$	$\frac{\%}{39}$	$\frac{\%}{38}$	$\frac{\%}{40}$

(注) 牛籍簿により調査、作表す。

畜主にあるか、小作人にあるかと云う点であろう。通常小作牛の引揚げ（畜主側）、或いは返還（小作人側）は事前の話し合いで円満に行われているようであるが、契約期間不定のために小作牛を一方的に畜主に引きあげられることは小作人にとって極めて不利である。しかし反面例えば種付困難な小作牛を小作人が一方的に畜主に返還している例、または他の小作牛と交換を要求している例もあり（池田）、小作牛移動の主体性のあり方如何によつて契約期間の不定が両者の利害関係に大きく影響するわけである。

2. 利益の分配

牛小作慣行は前述せる如く「脚二本」「初仔取り」等

才15表 利益分配割合

小作形態別 所有形態別	繁殖小作		育成繁殖小作											
	丸小作	3/4共有	丸小作						3/4共有					
			利分けの場合			初仔取りの場合			利分けの場合			初仔取りの場合		
			増殖額	初仔	二番仔以下	増殖額	初仔	二番仔以下	増殖額	初仔	二番仔以下	増殖額	初仔	二番仔以下
畜主	50%	25	50	50	50	100	0	50	25	25	25	50	0	25
小作人	50	75	50	50	50	0	100	50	75	75	75	50	100	75

① 共有形態は更に畜主の所有分が3/4, 3/4の場合があり、それぞれ利益分配割合はかわる。② 育成繁殖小作では小作人が育成代価をどのように獲得するかによつて、利益分配の割合は同じでもその方法が異つてくる。すなわち離乳後の犢をあつかつて育成し、育成終了時（通常3才）に評価を行い、^{*} 育成開始時の評価額との差額を分益することに依つて育成代価を獲得する場合（利分け）と、その際評価及び分益を行わず、初仔を生産した際その初仔を丸々小作人が取得することに依つて育成代価を獲得する場合（初仔取り）とである。③ 初仔取りの場合、通常原則的には牝牝に拘らず初仔を小作人がとるが、初牝仔をとらず場合、或いは初牝仔をとらず場合があり、後者の場合は多分に畜主の恩恵的措置とされている。

以上の如き分配割合は時代的に必ずしも一定のものではなく、時代の波によつて牛小作の盛んな時には小作人の分配割合は低下し、牛小作の衰微する時には小作人の分配割合は増大するとう傾向をもつ。すなわち小作牛の需要と供給との関係で分益割合も経済の法則に従うわけである。その大略の変遷をみると昔は殆んど小作人の取前は片爪（3/4）と云うのが大部分であつたらしく、その後大正末期頃より脚1本（3/4）となり、昭和に入つてから脚1本片爪（3/4+3/4）となり、現在では脚2本（3/4）

* 2才及び3才の2回に評価分益を行う場合もある。

と称せられ慣行の名称自体が利益の分配条件をあらわしているものが多く、その基本的性質は分益小作の範疇に属するものである。この場合分益の対象となる「利益」は繁殖小作では生産された「犢」であり、育成繁殖小作では小作犢牛の「増殖額」あるいは生産された「犢」であつて、小作牛の副産物とみられる厩肥及び役用として利用される小作牛の用役は分益の対象とならないのが普通である。利益の分配割合は小作形態あるいは所有形態により、または当事者間の契約により様々であるが、⁽¹⁷⁾ 本地方における牛小作慣行の利益分配割合についてその基本的なものは才15表の通りである。

同表について若干の補足をすれば次の通りである。

が一般的であつて大勢としては小作人の分益割合は増大の方向に向いている。しかし乍ら勿論現在でも脚1本片爪乃至脚1本と云う小作人にとって苛酷な分配割合も存するが、これは主として次に述べる費用の分担割合に関係するところ多く、また中には畜主对小作人の勢力の度合によつても左右されるものもあろう。

3. 費用の分担

利益の分配と同様に費用の分担割合も種々であるが、原則的には利益分配割合に従つて費用も分担する。すなわち繁殖小作で丸小作の場合は通常利益分配割合が畜主、小作人3/4づつであるから、費用分担割合もそれぞれ3/4であり、3/4共有の場合は利益分配割合は畜主3/4、小作人3/4で、従つて費用分担割合もそれぞれ3/4, 3/4と云うことになっている。しかし和牛飼養の費用種目は極めて多種であり、それら個々について上記分担割合で費用を分担することは実際上の問題として種々の困難が伴うため、そこで種々便宜な措置がとられる。その最も便宜な考え方は、小作人の負担する飼料費、畜舎償却費その他の諸経費の総額から畜主の負担する資本利子を引き去つた残りの部分と、小作人が年間通じての畜力の利用、厩肥生産等を代金に換算した場合のそれと殆んど一致するとう見解である。⁽¹⁸⁾ 本地方における費用分担も大体さう云つた考え方で、その分担割合は大略才16表の通りである。すなわち畜主の負担費目は母牛償却費、共済

才16表 費用分担割合

	飼 養 経 費					償 却 費			牛馬税	積評価料及び販売費
	飼料費	種付料	共済掛金	診療費	その他	母牛	畜舎	畜具		
畜主	0	50	100	1,000円以上 100	0	100	0	0	0	50
小作人	100	50	0	1,000円以下 100	100	0	100	100	100	50

(注) その他の経費中に放牧料その他の雑費が含まれる。

掛金、1,000円以上の場合の診療費の全額等の小作牛自体に対する償却費、危険負担費、維持費が主要なものであり、次いで種付料及び販売費の $\frac{1}{2}$ である。これに対して小作人の負担費目は畜舎、養畜具の償却費の全額を始め、飼料費、1,000円以下の診療費、牛馬税の全額等飼養管理のための費用が主であり、次いで種付料及び販売費の $\frac{1}{2}$ を分担する。以上は繁殖小作の場合であるが、育成繁殖小作の場合も育成が済んで繁殖小作となつてからは上記と全く同様である。ただ育成代価を小作人が増殖額を分益することによつて獲得するか、或いは初仔を取ることによつて獲得するかによつて育成時の費用分担割合が変つてくる。すなわち前者の場合には育成費用の $\frac{1}{2}$ を畜主が分担するわけであるが、通常それに相当するだけの現物（主として飼料）乃至は現金を飼い賃として支払うものとし、後者の場合には畜主は費用を全く負担しない。あるいはまた稀れには育成費用（主として飼料を現物で与える）の全額を畜主が負担し、それに若干の飼い賃（主として現金）を支払う場合があるが、この時は初仔は畜主の收得するところとなり、小作人にとつて著しく不利である。

以上が費用分担の一般的な慣行であるが、さきあげた志学農協貸付牛利益諸負担配分要綱によると、生産並びに飼育管理に要した一切の経費は管理者の負担とする（才3項）とあり——但し共済保険料は組合の負担（才4項）——、種付料、診療費、積評価料及び販売費等一般慣行では畜主が $\frac{1}{2}$ 負担すべきものも全部小作人負担としている。しかしこの場合管理者は利益の $\frac{6}{10}$ の配当を受けることによつてその間の費用をつぐなわれているのであつて、これも種々雑多な費用の分担を便宜的にし、簡素化した一例である。

以上の如くいろいろな場合はあつても通常費用の分担割合は利益分配割合に比例して定まるものであり、一応小作人にとつて既定のものであるが、この外に現物（主として飼料）の給与がなされることがある。これは特に「仔出しのよい厩先」に対して、あるいは優秀な犢を生産した厩先に対して与えられる賞与的な意味をもつものと、生産された犢の見込みにより「気張つて飼え」と云

う奨励的な意味をもつものがある。何れも小作人にとつて多分に恩恵的なものとされているが、反面畜主の側から云えば優秀な「厩先」を確保するための一手段としているわけである。

VI 牛小作農家の和牛飼養経済

次に牛小作農家の牛飼養経済の分析を通じて、主として農業経営の見地から牛小作成立の要因について若干の考察を行う。分析の対象とする牛小作農家は、山口村において同地方の農業経営解明を目的として行われた他の農業経営調査において、階層別に牛小作については全く無作意に抽出した15戸の農家中に含まれていた4戸の農家で、その階層分布は才17表の通りであつた。何れも経

才17表 調査農家及び牛小作農家の階層

	5反未満	5～7.5反	7.5～10.0反	10.0反以上	計
調査農家	4	3	6	2	15
内牛小作農家	3	1	—	—	4

営規模は小さく、5反未満階層の3戸は小作牛のみ飼養農家であり、5～7.5反階層の1戸は自家牛と小作牛を併せて飼養している自小作農家であつた。後者については飼料の給与量その他で小作牛と自家牛の経営費分離が困難であるため、前者の3戸だけを対象農家とする。なおこの調査は昭和29年3月に昭和28年度について行われたもので数字は少々古いが、牛の価格変動の最も少なかった年であり、その意味で敢て本調査結果を利用した。また聴取調査であるため精密な分析に耐えるものではないが、一応の傾向を知る上には充分のものであると思われる。

1. 調査農家の概況

A, B, C 3戸の調査農家の概況は才18表の通りである。山口村の15戸平均と比較して目立つ点は、①労働力は比較的多いにも拘らず、②耕地面積は極めて狭少であり、③草地、山林も同様少ない。従つて④農業粗収益は平均の $\frac{1}{2}$ に達せず、農業純収益また $\frac{1}{2}$ 以下である。⑤反面農外純収益は平均よりやや多いが、⑥農家所得は12～17万円台に過ぎず、経済余剰は何れも赤字である。すなわちA, B, C農家は何れも極めて零細な農家であることが明らかである。

2. 小作牛の飼養概況

調査農家の小作牛飼養概況は才19表の通りである。

才18表 牛小作農家の経営概況

	労働力		経営土地面積					家畜	経営成果						
	家族員数	労働員数(能力換算)	耕地			草地	山林	和牛頭数	農業	農業	農業	農外	農家	家計費	経済余剰
			田	畑	計				粗収益	経営費	純収益	純収益	所得		
A	6	4.3	3.81	0.56	4.37	1.73	—	1.0	94,670	31,701	62,969	112,400	175,369	178,370	- 3,001
B	5	3.3	3.71	0.93	4.64	1.15	3.00	1.0	109,600	41,709	67,891	56,282	124,173	164,600	-40,427
C	6	2.5	4.35	0.43	4.78	3.00	4.00	1.0	102,520	37,291	65,229	112,976	178,205	234,560	-56,355
15戸平均	6.5	3.0	6.8	0.8	7.6	4.5	46.3	1.6	221,136	64,478	156,658	82,897	239,555	220,677	18,878

(注) 調査年度は暦年昭和28年度

才19表 小作牛の飼養概況

受入年月	性別及び年齢(昭和29年現在)	飼養状況												28年末評価額	年間償却額	年間増殖額				
		昭26			昭27			昭28			昭29									
		1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11				1	3		
A	25.7	♀12才(但し交換時)																—	—	—
	27.7	♀10才																(50,000)	(5,000)	18,000
B	26.4	♀8才																(60,000)	(5,000)	14,000
C	24...	♀15才																(35,000)	(5,000)	19,200

A農家は25年7月に移入した小作牛を満2ヶ年飼養し、その間牝犢1頭を生産して27年7月に他の小作牛と交換した。あとから入った牛は28年5月に牝犢を生産し、なお引きつづいて飼養されている。生産された牝犢は10月の家畜市で30,600円に評価されたが、その3/5の代金を得て畜主に売却し、引きつづいて小作している。親牛は繁殖小作であり、仔牛は育成繁殖小作の経過をたどるであろうところの一例である。小作農家の28年度中の増殖額は15,300円と見積られる。

B農家は26年4月に移入した小作牛を引きつづいて飼養している。27年10月に牝犢を生産し、28年6月に42,000円で売却、同年10月に牝犢を生産し、29年3月に11,000円で売却、何れも畜主とその利益を折半した。単純な繁殖小作の例である。28年度中の増殖額を14,000円と見積つたが、多少過少評価のようである。

C農家は24年に移入した小作牛を28年12月まで飼養して畜主へ返還した。26年に牝犢、27年は1産休み、28年6月に牝犢を生産し、12月に38,400円で売却、畜主と利益を折半した。これも繁殖小作の例である。28年度中の増殖額は19,200円と見積られる。

3. 牛小作の収支

(1) 粗収益 この地帯の和牛飼養は「仔牛生産と役利用と厩肥生産」をかねて目的としているものが多いので、犢の増殖額と共に役利用および厩肥の見積額をもそれぞれ粗収益に含ませると、A, B, C各農家の粗収益は才20表の通りとなる。何れの農家も粗収益中最も大き

才20表 小作牛の粗収益

		増殖	役利用	厩肥	計	現金, 非現金割合
		価額	見積額	見積額		
A	現金	15,300	—	—	15,300	51
	非現金	—	8,250	6,253	14,503	49
	計	15,300	8,250	6,253	29,803	100
B	現金	11,500	—	—	11,500	39
	非現金	2,500	5,750	9,620	17,870	61
	計	14,000	5,750	9,620	29,370	100
C	現金	19,200	—	—	19,200	67
	非現金	—	2,450	7,215	9,665	33
	計	19,200	2,450	7,215	28,865	100

(注) 増殖価額は畜主と折半後のものである。

なものは犢の増殖価額であり、現金と非現金の割合はA、C農家は現金割合の方が大きく、B農家は生産犢が年度内に一部現金化されていないこともあつて、非現金割合の方が大きかつた。粗収益全体についてはB農家共約2.9万円と相似しており、うち現金収入は1.1万円乃至1.9万円であつた。

(2) 経営費 養畜経営費は才21表の通りである。何れの農家も最大は飼料費で略々全経営費の70%を占める。A農家のみ比較的少額で済んでいるのは畜主が一部負担しているからである。各農家共種付料は殆ど畜主が分担し、共済掛金は通常畜主が負担するが、この場合畜

によつてゐる。なお経営費中現金支出の割合はB農家共略々35%と同様であつた。

(3) 純収益 養畜純収益は才22表の通りである。A農家が最も多く約2.1万円、B農家が最も少なく約1.2万円、C農家はその中間で約1.5万円であつた。各農家共粗収益は略々2.9万円と同額に近いから、純収益の差は主として経営費の大きさに左右され、経営費は主として飼料費の大きさによつて差が生ずるので結局純収益の差は飼料費の大きさに左右されることとなる。現金収入ではA、C農家が1.2万円以上でB農家に較べてはるかに大

才 21 表 経 営 費

	飼料費	その他の飼養経費				償却費		牛馬税	評価料及び販売費	計	現金、非現金割合	
		種付料	放牧料	共済掛金	その他	畜舎	畜具					
A	現金	1,000	400	200	200	150	—	—	200	765	2,915	33
	非現金	5,100	—	—	—	—	300	370	—	—	5,770	67
	計	6,100	400	200	200	150	300	370	200	765	8,685	100
B	現金	3,900	400	200	860	100	—	—	200	1,050	6,710	38
	非現金	9,840	—	—	—	—	260	877	—	—	10,977	62
	計	13,740	400	200	860	100	260	877	200	1,050	17,687	100
C	現金	2,900	400	200	—	330	—	—	200	960	4,990	35
	非現金	7,880	—	—	—	—	740	565	—	—	9,185	65
	計	10,780	400	200	—	330	740	565	200	960	14,175	100

(注) 非現金飼料費は野草以外の自給飼料見積価額である。

主負担はC農家だけで、他は小作人負担であつた。放牧料その他は全額小作人負担で、評価料および販売費はB農家共分担であつた。経営費総額についてみるとA農家の8.6千円が最少であり、B農家の17.4千円が最大で相当の開きがあり、その開きは主として飼料費の大き

才 22 表 純 收 益

	粗 收 益	経 営 費	差 引 純 收 益	
A	現金	15,300	2,915	12,385
	非現金	14,503	5,770	8,733
	計	29,803	8,685	21,118
B	現金	11,500	6,710	4,790
	非現金	17,870	10,977	6,893
	計	29,370	17,687	11,683
C	現金	19,200	4,990	14,210
	非現金	9,665	9,185	480
	計	28,865	14,175	14,690

きいが、これはA、C農家が年度内に牝犢を生産して売却しているためであり、一方B農家は犢の増殖価額中一部現金化されていない部分があるため特に現金収入が少なかつた。

純収益から資本利子を引ききつた残りが家族労働報酬となるが、これを家族労働日数で除して1日当家族

才 23 表 家 族 勞 働 報 酬

	養 畜 純 收 益	資 本 利 子	家 族 勞 働 報 酬	家 族 勞 働 日 数	1 日 当 家 族 勞 働 報 酬
A	21,118	66	21,052	92	229
B	11,683	944	10,739	125	86
C	14,690	1,293	13,397	108	124

労働報酬を算出すると才23表の通りである。A農家は純収益が大きくて家族労働日数が少いため1日当家族労働報酬も229円で最大であり、B農家は反対に純収益が小さくて家族労働日数が多いため1日当家族労働報酬は86円で最小となり、C農家は124円でA、B農家の中間であつた。何れにしても1日当100~200円ではこの地方における標準的な労働賃銀300~350円にはるかに及ばない低いものである。

3. 畜主の收支

A、B、C農家のそれぞれの畜主については直接には調査していないが、小作農家を通じて畜主の收支をみると次の通りである。

才24表 畜主の粗収益

	犢の増殖額
A'	15,300 ^円
B'	14,000
C'	19,200

(注) A, B, C農家の畜主をそれぞれA', B', C'とする。

畜主の粗収益は犢の増殖額の3/4であつて才24表の通りとなる。これに対してその経費は才25表の通りで、畜主の場合最大の経費は繁殖母牛の償却費であつた。A'畜主のみ飼料費を一部負担している。種付料と評価料及び販売費は小作人と折半負担であり、共済掛金は通常畜主の

才25表 畜主の経費

	飼料費	その他の経費			繁殖牛償却費	評価料及び販売費	計
		種付料	共済掛金	診療費			
A'	2,000	400	—	...	5,000	765	8,165
B'	—	400	—	...	5,000	1,050	6,450
C'	—	400	500	...	5,000	960	6,860

全額負担であるが、ここではC'畜主のみ負担があり、診療費は不明であつた。

粗収益から経費を引きさつた残りの純収益が畜主の投下資本利子、すなわち貸付牛年度始価額に対する利子部分となる。小作人にとって家族労働報酬の大きいことが望ましいように、畜主にとっては投下資本利子の大きいことが望ましい。その利廻率を算出すると才26表の通り

才26表 畜主利廻率

	粗収益	経費	差引純収益	投下資本額	利廻率
A'	15,300	8,165	7,135	55,000	1.29
B'	14,000	6,450	7,550	65,000	1.16
C'	19,200	6,860	12,340	40,000	3.09

で、A', B'畜主共略々等しく約1.2割で、C'畜主のみ3.1割の高利廻りであつた。なおこの利廻りは投下資本額、すなわち当該年度始の母牛の見積額——従つて当母牛購入時の価額から当該年度に至るまでの年々の減価償却法に若干問題が存するが、ここでは一応同表の如くその利廻りを算出した。一般的には1~2割になるものと推測される。

4. 若干の考察——牛小作成立の要因——

以上よりA, B, C農家において牛小作を成立せしめている経営的要因についてみると大略次の通りである。

(1) 最初に述べた如く当地方の農業は稲作を経営の主体とする農業経営形態であり、和牛飼養は経営の根幹たる稲作と密接に結合している。このことは和牛の副産物たる厩肥が主として稲作に利用されること、畜力利

用も大部分が稲作においてなされること、稲作の副産物たる藁が主要な和牛の飼料となつていること等の諸点において、かつてわれわれの調査研究で実証された如くである。⁽²¹⁾すなわち当地方においては稲作をする上に、従つて農業経営上和牛飼養が不可欠のものであると云うことが出来る。このことは農家の如く経営規模の小さい農家といえども、本質的には例外ではない。しかるに経営規模の小さいことは他の所得部門の零細性と相俟つて、これらの零細農家に牛購入資金を持つことが出来ないと云う結果をもたらす。この両者の因果関係において牛小作成立の最初の要因を見出すことが出来る。

(2) 3農家共労働力は比較的多いにも拘らず耕地面積は極めて狭少である。従つて家族労働力雇用の機会を増加するには経営外へ働きに出るか、或いは経営内部において経営集約度を高めなければならない。後者の一手段として和牛を飼養することは他の諸部門との関連もあつて極めてその有効度が高い。

(3) 零細農家が和牛を飼養する上において直面する最も大きな問題は飼料自給、特に夏期の飼料自給の問題である。この点本地方は春秋2回100~200日間三瓶牧場への放牧が行われるためその間の飼料の節約が出来、また入会の草地が多いため採草が容易であること等、3農家の如き充分な採草地をもたない零細農家にとつても和牛飼養が可能な立地条件下にある。⁽²²⁾

(4) 和牛飼養経済の面からは、3農家共経営費中現金支出の占める割合が約3/4であり、その金額も少額である。これは主として経営費中最大を占める飼料費において70%以上を自給していることによる。すなわち飼料の自給度が高いため和牛飼養のための現金支出が少なくてすむ。

(5) しかも現金支出中一度にまとまつた支出を余儀なくされる種付料の3/4を畜主が負担し、また共済掛金を畜主が負担すること(但し事例ではC農家のみ)等は実質以上に農家の現金負担を少く感ぜしめ、和牛飼養を容易にしている。

(6) さらに産犢販売の際にかなりまとまつた現金収入があるわけであり、その金額は1~2万円近く、農家経済におけるその重要性が頗る大きい(才16表参照)。

このような諸点がA, B, C農家の如き零細農家において牛小作を成立せしめる経営的要因となつているものと思われる。一方畜主の側にも投下資本に対する利廻率が1~2割になること、共済保険制度によつて投下資本の危険性が保護されていること等が牛小作を経済的たらしめる要因となつている。⁽²³⁾このように現状においては小

作農家と畜主の両面においてそれぞれ牛小作成立の要因が存在しており、この両者の要因に大きな変化のない限り牛小作存続の可能性が存するわけである。

Ⅶ 結 論

1. 牛小作慣行の社会的・経営的利弊

家畜小作の利弊については既に種々の文献において論議されているが、本調査において特に指摘されるべき社会的・経営的利弊についてその最大なものは各々次の通りである。

(1) 社会的利弊 牛購入資金をもたぬ零細な農家も牛小作慣行によつて有畜化され得る点は、何れの文献にも指摘される如く同慣行の最も大きな社会的利点とすることが出来る。このことはまた三瓶山における放牧慣行と相俟つて当地方の和牛飼養密度を高め、同地方をして一層普遍的な優越せる産牛地たらしめている。

しかるに一方、一般に小作牛の資質は自家牛に較べて劣り、且つまた往々飼養管理に行き届かぬ点もあつて、同地方における和牛資質改善上から好ましくないと云う弊害がある。特に最近の如く牛価の値下りに当り、仔牛の販売収入に期待が出来なくなると、農家経済が牛に依存する度合が厩肥生産及び役利用に重点的となつて農家の仔牛の繁殖及び育成に対する意欲の減退を来さしめ、良牛の育成に消極的たるを得なくならしめる点は、一般に和牛飼養農家に普遍的ではあるが特に仔牛販売収入の僅少である牛小作農家において顕著である。

(2) 経営的利弊 農業経営からみると零細農家が和牛を飼養することは経営集約度を高める最も効果的な方法であり、また和牛飼養労働の質から云つて家族労働力の有利な換価手段となる点は、牛小作慣行の重要な経営的利点となつている。

しかし乍ら一方、当地方においては牛小作を通じて小作人が畜主に経済的に従属させられる場合が多く、経営的に独立自作農たることが困難である。この点は農業経営上あらゆる問題に先行して牛小作慣行の経営的弊害をなすものである。

2. 将来の見通し

歴史的に見て牛小作慣行は漸減の傾向にあることは最初に述べた通りである。また小作条件も次々に改善され、特に利益の分配割合において著しく改善されてきた。わが国農業が発展の過程にあるとすれば、将来も当

然この傾向を以て進むであろう。しかし乍ら現状を見るに、牛小作慣行を支えている最大の基盤は零細農家における低所得およびその経済的不安定性にあるものと見られ、このことは直接わが国農村の経済的脆弱性につながっている。従つて牛小作慣行は長期的に漸減の傾向にあるとは云え、短期的には当然農村の、ひいては社会的な景気の変動によつて増加し、または減少する。その間には無畜農家の解消について有畜農家創設事業等政府の財政的な措置があるにしても、農家の資産中牛は最も換金し易い性質をもち、一方農業経営上不可欠の性質をもつがために、牛自体最も小作化され易い性質をもつ。更に牛を通じて零細農家が特定人と親方・小方の関係をもつことが金融上の安定性を得る前提条件となる場合、これは農村社会学的な意味をもつに至る。従つて牛小作慣行は将来といえどもわが国農村の経済的脆弱性の克服されざる限り、他の要因と相俟つてその跡を絶たないであろう。家畜が農業にとつて所謂必要悪であり、一方農家の経済的脆弱性が改善されざる限り、牛小作の存続もまたやむを得ない。しかし乍ら農家の各人が一層経営意識を高め、自作自営の独立精神を持つことによつて牛小作の弊害は相当程度に軽減され得るであろうし、又一方農協の預託牛を新しい感覚によつて拡充、普及することによつても零細小作農家にとつて合理的な牛小作への発展が可能であろう。(1956. 1. 31)

引用文献

- (1) 渡部 牧：特殊小作制残存部落の農業経営 才6章 P. 88
- (2) 宮坂梧朗：牧畜就産会社の家畜小作 (一) 農業676号 P. 26
- (3) 宮坂梧朗：家畜小作制度の性格 農業と経済4の1 P. 105
- (4) 山陰新報：昭和29年3月27日版
日本農業新聞：才820号 昭和29年3月12日版
- (5) 芝田清吾：和牛新論 才5章 P.144~P.163
- (6) 宮坂梧朗：前掲書(家畜小作制度の性格) P.101
- (7) 島根県経済部：島根県下の株小作 P.81
- (8) 小野武夫：出雲名族の研究 農業経済研究 4の2
- (9) 島根県畜産組合聯合会：島根の畜産 才40号 P.23 (大正6年9月)
- (10) 宮坂梧朗：前掲書 P. 100
- (11) 栗原藤七郎：我国における馬小作 帝国農会報 28の8 P. 88
- (12) 久保佐土美：本邦に於ける牛馬小作の慣行について 帝国農会報 28の2 P. 33~38

※ この説には文献に反対意見もみられる。すなわち、広島県神石郡においては古来預託牛が少数の畜主に集中し、このことは牛主の相牛技術を高め、その所有に属する預託牛、ひいては地方の牛一般の体型、資質の改善をもたらした。(小野茂樹：最近における預託牛の慣行、畜産の研究5の9, P8)

- (13) 小野茂樹：中国地方における牛小作慣行について
中国地方調査月報 No.53 P. 26
- (14) 占野靖年：広島県に於ける牛小作慣行事例 農業及
園芸 12の8 P. 158
久保佐土美：前掲書 P. 44~46
- (15) 占野靖年：前掲書 P. 161
- (16) 宮坂悟朗：前掲書 P. 108
太田昇之助：畜牛関係よりみたる農家経済 農業と経
済 5の7 P. 99
- (17) 宮坂悟朗：前掲書 P. 101
- (18) 前原新一：中国地方における和牛の小作慣行と農家
経済の研究 中国地方調査月報 No.5 P.6
太田昇之助：前掲書 P. 34~
- (19) 前原新一：前掲書 P. 6
- (20) 坂本四郎・竹浪重雄・荒木彰三：中国地方における
和牛の生産構造 島根農大研究報告 才3号 P.84
- (21) 坂本四郎・竹浪重雄・荒木彰三：前掲書 P.94
- (22) 久保佐土美：中国地方産牛地の立地学的考察 農業
と経済 3の4 P. 59
- (23) 宮坂悟朗：前掲書 P. 111
- (24) 渡部 牧：前掲書 P. 95~96
小野茂樹：最近における預託牛の慣行 畜産の研究
5の9 P.9
宮坂悟朗：前掲書 P. 113~114
- (25) 坂本・竹浪・荒木：前掲書 P. 92